

平成 19 年 11 月 12 日

大野城市 御中

**留守家庭児童保育所事業
提 案 書**

特定非営利活動法人チャイルドケアセンター大野城

1. 留守家庭児童保育所運営の基本方針について

(1)留守家庭児童保育所(以下 学童保育という)の目的・役割

共働き・一人親の子どもたちには、親と一緒に過ごすことができない時間、すなわち、放課後や春・夏・冬休み、学校休校日に、日々大きく変化する子どもの心を受け止め一緒に生活する大人(指導員)の支えと、継続的に安心して遊び、生活できる場所が必要です。それは、言わば「第二の家庭」。自分の家で家族と過ごすような雰囲気をつくることがまず大切です。

学童保育で過ごす時間では、子どもたちは「遊び」と「生活」の力を身に付けながら自立・成長していきます。学校生活では体験する機会が少ない年齢の異なる集団の中で、指導員のサポートを受けながら、子どもたちがルールを守り、お互いを認め、信頼し、励まし合う仲間づくりができるようになることを目指します。また、時間や健康、衛生、安全の管理が自分でできるようになることも重要な目標とします。

こうした学童保育の理念を実現するために必要な力は、子どもたちのしあわせを願う大人たちの「共同の力」です。預けっぱなしにならない、共同の子育て力を生み出すために、保護者と指導員、場合によっては地域の大人たちとも協力して、子どもたちの日々の生活を充実させることに心をくだきながら、地域に根ざした学童保育クラブを作って行く事は、私たちの願いであり、この願いを日々実行していける法人は、私たち「NPO法人チャイルドケアセンター大野城」以外にないものと自負しています。